

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の23第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
代表取締役 廣本 裕一

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【報告義務発生日】 2026年5月1日

【提出日】 2026年5月12日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本ケミコン株式会社
証券コード	6997
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2010年9月29日
代表者氏名	廣本 裕一
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資業務等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	小島 雅之
電話番号	03-6268-0330

(2)【保有目的】

純投資及び重要提案行為等を行うこと。

なお、提出者が無限責任組合員を務めるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合（以下「JIS3号ファンド」といいます。）は、下記（6）のとおり、発行者の取締役（社外取締役）1名を指名する権利を有する旨を合意しております。但し、本報告提出日現在において、JIS3号ファンドはかかる権利を行使しておらず、権利を行使する予定はありません。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)			11,760,230	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	W	X 11,760,230	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			11,760,230
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			11,747,229
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				11,747,229

(注) 上記提出者の保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

- ・A種種類株式 10,000株
- ・B種種類株式 3,001株

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年5月1日現在)	AD	24,711,451
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	11,747,229
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	

上記提出者の株券等保有割合（％） （AB / (AD+AE-AF) × 100）	32.26
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	

（注）上記提出者の保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

- ・A種種類株式 10,000株
- ・B種種類株式 3,001株

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年4月24日	株券（普通株式）	1,000,000	2.74	市場外	処分	1866.9816
2026年4月27日	株券（普通株式）	176,000	0.48	市場内	処分	
2026年4月28日	株券（普通株式）	94,600	0.26	市場内	処分	
2026年4月28日	株券（普通株式）	487,917	1.34	市場外	処分	2157.3048

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1 提出者は、上記株券を、JIS3号ファンドの無限責任組員として保有するものです。

2 JIS3号ファンドは、発行者との間で締結した2023年10月10日付投資契約書（以下「本投資契約」といいます。）において、発行者のA種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）及びB種種類株式（以下「本B種種類株式」といいます。）併せて「本種類株式」といいます。）について、以下を含む内容の合意をしています。JIS3号ファンドは、本A種種類株式10,000株、及び、本B種種類株式3,001株を保有しています。

（ア）本種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、発行者は、本種類株式の発行日以降いつでも（但し、本B種種類株式については、本A種種類株式の発行済株式（発行者が有するものを除きます。）が存しないときに限り）、金銭を対価として、本種類株式の全部又は一部を取得することができます。

（イ）本種類株式及び本種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使した対価として取得した普通株式の全部又は一部を第三者へ譲渡等をする場合には、発行者グループと競合する事業を直接又は間接に行う者以外の者を譲渡等の相手方とすることとされており、

（ウ）JIS3号ファンドが発行者の取締役（社外取締役）1名を指名する権利を有する旨を合意しております。但し、JIS3号ファンドが所有するB種種類株式が合計3,000株以下となった場合は当該権利は消滅します。

（エ）発行者は、一定の重要事項（組織再編その他の株主総会決議事項、新株発行、剰余金の配当等）を決定又は実施しようとする場合には、JIS3号ファンドの事前の書面による承諾（但し、JIS3号ファンドはかかる承諾を不合理に拒絶等せず、一定期間内に承諾の可否を通知するものとします。）を求めることとされており（但し、JIS3号ファンドが所有するB種種類株式が合計3,000株以下となった場合は、かかる承諾は不要となります。）。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	13,001,000
上記（AI）の内訳	顧客資産 2025年12月25日付で、B種種類株式に付された普通株式対価取得請求権の行使により普通株式1,758,055株を取得。

取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	13,001,000
----------------------	------------

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地